平成23年3月31日裁決

## 主文

全国健康保険協会○○支部長(以下「支部長」という。)が、平成○年○月○日付で、請求人に対してした後記第2の4記載の原処分は、これを取り消す。

#### 理由

# 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決 を求めるということである。

# 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日から同○年○月○日までの間、a病院b科において皮脂欠乏性湿疹(以下「請求傷病①」という。)の診療を受け、その診療に要した費用の額として○万○○○円を支払い、さらに、同人は、平成○年○月○日から同○年○月○日までの間、c病院において間質性肺炎(以下「請求傷病②」といい、請求傷病①と併せて、以下「請求傷病」という。)の診療を受け、その診療に要した費用の額として○万○○○○円を支払った。
- 2 請求人は、請求傷病について、○○労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対し、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)による療養補償給付(以下「労災療養給付」という。)の請求をしたところ、監督署長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、請求傷病は業務上の事由又は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、○ ○労働者災害補償保険審査官に審査請求 をしたが、同審査官は、平成○年○月○ 日付で、これを棄却したので、請求人は、 さらに労働保険審査会に再審査請求した ところ、同審査会は、同○年○月○日付 で、この再審査請求を棄却した。

- 3 健康保険法(以下「健保法」という。) 上の任意継続被保険者であった請求人 は、平成〇年〇月〇日(受付)、支部長 に対し、請求傷病①及び②について、そ れぞれ健保法による療養費(以下「健保 療養費」という。)の支給を申請した。
- 4 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、請求傷病①及び②について、「労災申請期間中の審査に要する期間は、時効中断事由に当たらず、請求された平成〇年〇月から平成〇年〇月分については、既に時効が完成しているため。」として、いずれも療養費を支給しない旨の処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服とし、○○社 会保険事務局社会保険審査官に対する審 査請求を経て、当審査会に対し再審査請 求をした。

請求人の不服の理由は、請求傷病については、それが業務上の事由によるもの又は通勤によるものであれば労災療養給付が、それが業務外の事由によるものであれば健保療養費が支給されるものであり、同人が労災療養給付の支給を求めて審査請求していた間は、健保法に規定する時効は中断するから、時効完成を理由に健保療養費を不支給とした原処分は不当であり、取り消されるべきである、ということと解される。

## 第3 当審査会の判断

1 審理期日において、保険者の代理人は、労災保険法による保険給付と、健保法による保険給付との趣旨・目的を異にする別の給付であるから、請求人が、請求傷病について、労災療養給付の支給請求や審査請求・再審査請求を行っていても、これを健保療養費の請求とみなすことはできず、健保法に規定する時効の進行を中断する事由もなかったと陳述したが、請求傷病が業務上外若しくは通勤によるものかどうかにより、労災保険給又は健康保険法のいずれか一方の保険給付が支給される現行制度に照らすと、お給付は別の給付ではあるが、その設計上

は表裏一体のものというべきであり、ま た、両給付を同時に請求することは理論 的には可能であるが、労災療養給付につ いては業務上の事由又は通勤によるもの であることを主張し、健保療養費につい ては業務外の事由によるものであること を同時に主張しなければならず、それは 事実上極めて困難であるといわざるを得 ないから、本件のような場合における健 保療養費支給請求権の消滅時効に関して は、請求人が、請求傷病について、労災 療養給付の支給請求及び審査請求・再審 **香請求を行っていた間は、同時に健保療** 養費の支給請求をも行っていたものとみ なしてこれを考えるのが相当というべき である。

- 2 監督署長が平成○年○月○日付で、請求人に対し、請求傷病についての労災療養給付を支給しない旨の処分をしたことをもって、最終的ではないとしても、行政庁による一応の判断が示されたから、請求人において、その時点で、健保療養費の請求をすることは十分可能であったとする考え方もあるが、これは審査請求制度及び再審査請求制度の趣旨・目的をないがしろにするものであり、当審査として到底採用できるものではない。
- 3 そうすると、健保法第193条第1項に規定する健保療養費に係る2年の消滅時効の起算点は、労働保険審査会が請求人に係る再審査請求を棄却した平成〇年〇月〇日より後となるものと認めるのが相当であり、同人が請求傷病①及び②のそれぞれについて、健保療養費の支給を支部長に申請した同〇年〇月〇日時点においては、2年の消滅時効は完成していなかったというべきであるから、原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。